

## 議 第 4 号

### 新型コロナウイルスのワクチン接種の円滑な 実施を求める意見書（案）

年 月 日

衆 議 院 議 長  
参 議 院 議 長  
内 閣 総 理 大 臣  
財 務 大 臣  
厚 生 労 働 大 臣  
内閣府特命担当大臣  
あ て

議 長 名

地方自治法第99条の規定により、下記のとおり意見書を提出します。

#### 記

新型コロナウイルス感染症については、第4波における全国の新規感染者数は減少傾向にあるものの、感染力の強い変異株が出現し、人流抑制も限定的であるなど、依然として予断を許さない状況である。

こうした中、新型コロナウイルスのワクチンは、感染拡大防止と社会経済活動正常化の切り札として期待され、本年2月中旬の医療従事者への先行接種を皮切りに、各地域でワクチンの接種が進められているところである。

しかしながら、これまで市町村の接種会場で使用されてきたファイザー社製ワクチンについて、今後の供給量が減少するとの見通しが示され、接種ペースの鈍化を懸念する声も上がっていることから、モデルナ社製ワクチンの活用も含め、ワクチン接種の加速化に向けた更なる取組が求められる。

よって、本県議会は、国会及び政府において、新型コロナウイルス感染症の一日も早い収束に向け、新型コロナウイルスのワクチン接種の円滑な実施を実現するため、次の事項について特段の措置を講ずるよう強く要請する。

- 1 市町村が実施するワクチン接種を着実に進めるため、ワクチンの十分かつ迅速な確保・供給に万全を期すとともに、具体的な配送時期、数量等について速やかに通知すること。
- 2 ファイザー社製ワクチン及びモデルナ社製ワクチンをそれぞれ有効に使用できるように、副反応等も含めたワクチンの安全性・有効性に関する十分な情報提供を行うこと。
- 3 希望する国民への早急なワクチン接種に向け、職域接種の拡大に係る環境整備への支援を講ずること。
- 4 ワクチン接種等を担う医療従事者の確保に向けた更なる支援を行うとともに、地方負担が生じないように、必要な財政措置を講ずること。